

全国児童養護問題研究会（養問研）規約

全国児童養護問題研究会

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、全国児童養護問題研究会といい、略して「養問研」と呼ぶ。

第2条（事務局）

本会の事務局の事務所は、当分の間以下の場所に置く。

児童養護施設 つばさ園

所在地 〒615-8256 京都市西京区山田平尾町 51-28

事務所の表示は、「つばさ園気付全国児童養護問題研究会事務所」とする。

第3条（目的）

本会は、子どもの養護・養育・教育・福祉・文化などの理論・制度・実践に関する民 主的・科学的研究を推進し、子どもの生きる権利、幸福になる権利を守り育て、父母・家族の支援を進め、もって、全ての子どもと家族の福祉の向上に努めるとともに、児童福祉の現場で働く人々の福祉向上を図る。

第4条（会員）

- (イ) 本会の目的に賛同し、入会手続きを行い、所定の会費を納め、会の諸活動に参加するものを会員とする。
- (ロ) 2年連続して会費を納めない場合は、3年目以降は、退会したものとみなす。
- (ハ) 会員は、本会の総会の審議・議決に参加できるほか、会の運営について自由に意見を述べることができる。
- (ニ) 会員には、会の各種情報を提供する。

第2章 活動

第5条（活動）

本会の目的のために次の活動を行う。

- (イ) 年1回、全国大会を開催する。全国大会の運営については、附則に「全国大会開催に関する申し合わせ」を定める。
- (ロ) 年1回、研究誌を発行する。
- (ハ) 年1回、機関誌『そだちあう仲間』を発行する。
- (ニ) 研究交流のため、全国、ブロック、支部、サークルレベルの研究会、研修会、研究集会等を開催する。

- (ホ) 随時「養問研ニュース」を発行する。
- (ヘ) 研究・実践の成果をまとめ、多様な機会に発表する。
- (ト) 広く児童福祉関係団体との研究交流を推進する。
- (チ) 本会は、個人情報の保護に十分配慮をして活動をする。

第3章 組織

第6条（名誉顧問、顧問）

- (イ) 本会に名誉顧問および顧問を置くことができる。
- (ロ) 名誉顧問および顧問の就任・解任は総会において決する。
- (ハ) 顧問は、全国運営委員会その他の会議に出席することができる。

第7条（機関）

本会には次の機関を置く。

- (イ) 総会（2年に1回）
- (ロ) 全国運営委員会（随時）
- (ハ) 常任委員会（随時）

第8条（役員・専門部および任期）

本会は次の役員を置く。任期は2年とし、総会において会員の中から選出する。ただし、専門部員は、常任委員会において決める。

- (イ) 会長 1名
本会を代表し、総会を招集し、全国運営委員会、常任委員会を主催する。
- (ロ) 副会長 3名
会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。
- (ハ) 事務局長 1名
本会の運営に必要な事務を行う。
- (ニ) 事務局次長 1名
事務局長を補佐し、事務局長に事故ある時はこれを代行する。
- (ホ) 専門部長、専門部次長、専門部員および専門部
 - (1) 本会に専門部長、専門部次長、専門部員を置くことができる。
各専門部長の定員は、1名とする。
各専門部次長の定員は、1名とする。
各専門部員の定員は、若干名とする。
 - (2) 専門部は、組織部、編集部、調査研究部、その他の専門部とする。
専門部は、会の方針を実行するために、それぞれの任務を分担し、実務を行う。
- (ヘ) 監査委員 2名
本会の財政運営について監査を行い、総会がある年は総会に、総会のない年（中間年）は全国運営委員会に監査結果を報告し承認を得るものとする。総会には、中間年に承認された監査結果を合わせて報告するものとする。
- (ト) 支部長・支部長代理者 全国運営委員となる支部長または支部選出代表者（支部長代理者）については、総会で承認するものとする。
- (チ) 支部長・支部長代理者は、総会の選出により、専門部長・次長を兼ねることができる。

第9条（機関の仕事と構成員）

- (イ) 総会 会の最高機関であり、2年に1回開催し、会の基本方針と役員を決める。総会は会員によって構成される。なお、会長、全国運営委員会、常任委員会のいずれかの発議により、臨時総会を開催することができる。
- (ロ) 全国運営委員会 総会に準ずる機関であり、総会決定をふまえて会の運営の方針を定める。
構成員（全国運営委員）は、常任委員会の構成員および支部長または支部長代理者および本会が必要とする児童福祉関係者とする。
専門部員は、全国運営委員会の求めに応じて、全国運営委員会にオブザーバーとして出席することができる。
- (ハ) 常任委員会 総会および全国運営委員会の方針に基づいて、会の日常運営を行う。構成員（常任委員）は、会長、副会長、事務局長および次長、各専門部長および次長とする。
常任委員会には、その年次の全国大会開催地の支部長または支部長代理者を加える。
専門部員は、常任委員会の求めに応じて、常任委員会にオブザーバーとして出席することができる。

第10条（支部）

- (イ) 各都道府県に、支部を設置することができる。
支部は、事務局に登録することにより暫定的に発足し、支部としての活動を開始することができる。支部は、発足後、近接の総会で承認するものとする。
- (ロ) 支部は、支部長が代表する。必要に応じて支部長代理者を置くことができる。支部長および支部長代理者は、本会の会員であることを要する。
- (ハ) 支部は、会員5名以上を持って構成する。ただし、2006年改正規約制定以前に結成された支部はこの限りでない。
- (ニ) 支部長または支部長代理者は、全国運営委員会構成員となる。
- (ホ) 会員が5名に満たない都道府県組織は、支部準備会とする。ただし、2006年改正規約制定以前に結成された支部はこの限りでない。
- (ヘ) 支部準備会代表者は、全国運営委員会オブザーバーとなることができる。

第4章 財政

第11条（会費）

本会の会員は、年額4000円（ただし年1回発行の研究誌代を含む）の会費を納めなければならない。

第12条（財源）

本会の財源は、会費その他の収入をもってまかなう。

第13条（会期、事業計画・事業報告、予算・決算）

本会の会期は2年とし、会期は、総会（2年に1回、全国大会開会期間中）から次の総会までとする。総会において事業報告・事業計画・会の方針的文書および決算報告を提案し承認する。

予算案については、総会后初めて行われる全国運営委員会に提案し承認を得るものとする。

会期途中（1年目終了時）の事業計画の変更、予算案・決算案については、全国運営委員会に提案し承認を得るものとする。

第14条（財政の運用と監査）

財政の運用は、事務局が責任を持って行い、事務局長が常任委員会に決算案を提案し、監査委員の監査を受けるものとする。

第5章 規約改正

第15条（規約改正）

規約の改正は、総会において、出席会員の過半数の賛成を持って決する。

第6章 雑則

第16条（規約の補足）

全国運営委員会は、本会の運営に必要な申し合わせを別に定め、規約を補足することができる。

第17条（規約の実施）

この改正規約（2014年改正規約）は、2014年6月28日をもって実施される。

附則

・規約の制定および改正経過

1972年11月19日	制定
1996年6月10日	一部改正
1997年6月23日	一部改正
2006年6月29日	一部改正
2014年6月28日	一部改正